

不法行為における短期（主観的）消滅時効の起算点

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和 3 年 11 月 2 日

【事 件 番 号】 令和 2 年（受）第 1252 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 一部破棄自判、一部却下

【参 照 法 令】 民法（平成 29 年法律第 44 号による改正前）724 条

【掲 載 誌】 裁時 1779 号 1 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25571787

甲南大学教授 金丸義衡

事実の概要

X（原告・被被告人）は、平成 27 年 2 月 26 日に起きた Y（被告・上告人）との自動車事故により、身体傷害と車両損傷を被った。その後、遅くとも同年 8 月 13 日までに X は Y が事故の相手方であることを知り、事故による身体傷害については同年 8 月 25 日に症状固定の診断が下された。

X は平成 30 年 8 月 14 日に訴えを提起したが、原審（大阪高判令 2・6・4（公刊物未登載、LEX/DB25591449））は「同一の交通事故により被害者に身体傷害及び車両損傷を理由とする各損害が生じた場合、被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効は、被害者が、加害者に加え、当該交通事故による損害の全体を知った時から進行するものと解するのが相当である」として、車両損傷に基づく損害賠償請求権について、Y による時効消滅の主張を排斥した。

判決の要旨

「交通事故の被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効は、同一の交通事故により同一の被害者に身体傷害を理由とする損害が生じた場合であっても、被害者が、加害者に加え、上記車両損傷を理由とする損害を知った時から進行するものと解するのが相当である。

なぜなら、車両損傷を理由とする損害と身体傷

害を理由とする損害とは、これらが同一の交通事故により同一の被害者に生じたものであっても、被侵害利益を異にするものであり、車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は、身体傷害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なる請求権であると解されるのであって、そうである以上、上記各損害賠償請求権の短期消滅時効の起算点は、請求権ごとに各別に判断されるべきものであるからである。」

判例の解説**一 はじめに**

本件では、民法 724 条の定める消滅時効の起算点が、同一事故により生じた身体傷害による損害賠償請求権と車両損傷による損害賠償請求権とで異なるのが争われた。

最高裁判所は、同一の不法行為によって生じた場合であっても身体傷害による損害賠償請求権と車両損傷による損害賠償請求権の消滅時効については別個に起算すべきとした上で、車両損傷による損害賠償請求およびそれに伴う弁護士費用請求については消滅時効が完成したとして X の訴えを退けた。

本判決の要点は、(1) 車両損傷を理由とする損害と身体傷害を理由とする損害は被侵害利益を異にする別個の請求権を構成すること、(2) 両者の損害賠償請求権の起算点は、それぞれ別個に判断すべきであること、の 2 点である。

二 損害賠償請求権の性質

1 被侵害法益と損害賠償請求権

不法行為に基づく損害賠償請求権は、権利侵害によって生じるとされている。不法行為によって人損のみ、あるいは物損のみが生じた場合の損害賠償請求権の内容については、それぞれの枠組みで説明できる。では、一つの不法行為によって、人損と物損とが生じた場合、損害賠償請求権はどのように生じることになるのか。これまでの議論¹⁾を概観するため、判例のとり差額説と規範的損害論の二つの立場から大枠を示す。

判例のとり差額説²⁾の立場から説明すれば、損害は不法行為前後の財産状態の金銭的な差額として理解され、その差額は個別損害項目積み上げ方式により算定される。したがって、一つの不法行為から複数の損害が生じた場合、それらは個別損害項目と評価され、一つの損害賠償請求権の内容として金銭的に把握されることになる。

これに対して規範的損害論の立場³⁾からは、生命、身体という法益が侵害されたことによって生じた損害を規範的に評価して損害賠償請求権の内容を定めるため、治療費や修理費といった個々の損害を基礎付ける事実は規範的評価の中に取り込まれることになる⁴⁾。したがって、この立場によっても、一つの損害賠償請求権が成立し、その内容として人損と物損が取り込まれることになる。

もちろん、どちらの考え方についても、人損と物損という複数の法益侵害が生じている場合には、それぞれ不法行為が成立し、独立した損害賠償請求権が生じると構成することも可能であろう⁵⁾。ただし、この考え方を前提とすると、一つの事故について、生命身体と財産権とをそれぞれ対象とした複数の不法行為が成立すると考えざるをえないこととなるため、一人の被害者に対しては、一つの事故で一つの不法行為が成立するという従来の考え方からは離れることになる⁶⁾。

この点について、本判決は、人損の損害賠償請求権と物損の損害賠償請求権を分けることを前提に消滅時効の起算点を論じているため、一つの事故から一人の被害者について複数の損害賠償請求権が生じることを述べたものである⁷⁾。そして、複数の損害賠償請求権が成立するとした場合、それぞれ独立して消滅時効期間を起算することに、実体法理論上問題は無い。

他方、被侵害法益ごとに損害賠償請求権が生じるとした部分を、損害賠償請求権に内包される損害項目の区分のために限定して理解するのであれば、一つの不法行為のみが成立しており損害賠償請求権も一つのみ成立しているが、個々の損害項目について認められる請求権の時効期間についてのみ、各別に理解するという考え方もとりうるであろう⁸⁾。すなわち、一つの損害賠償請求権の中に、複数の損害項目が存在し、具体的に損害賠償を認めるについては損害項目ごとに賠償額の算定基準時や消滅時効の起算点を設定するという枠組みを想定すれば、治療費と後遺障害逸失利益の賠償額の算定基準時が異なったり、物損と人損で消滅時効の起算点が異なるという結論を承認することも可能である。

その意味で、被侵害利益ごとに損害項目が異なるために消滅時効の起算点が異なるというのは、これまでの議論との連続性という意味でも承認しうる考え方といえるが、本判決が複数の損害賠償請求権が成立するとした点は、一つの不法行為によって生じる損害賠償請求権のみが複数なのか、そもそも不法行為も複数成立しているのか、その意味を検討する必要がある。

2 財産的損害と慰謝料請求権

次に、709条による財産的損害の賠償請求権に加えて、生命身体侵害の不法行為においては、710条による慰謝料請求権も生じることになる。そして、本判決の立場は、同一事故による同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害の賠償請求権は一個であるとする従来の判例⁹⁾の立場とは異なり、精神的損害を対象とする710条の慰謝料請求権は、生命身体を被侵害法益とする治療費等の損害賠償請求権とは異なる請求権として位置付けられる可能性がある。この場合、消滅時効の起算点が、症状固定時とする身体傷害に対する損害賠償請求権と異なりうるのみならず、損害項目という段階においても、身体傷害に対する慰謝料、入院慰謝料、後遺障害慰謝料などそれぞれの起算点が別異に解される可能性がある。

本判決は、身体傷害による損害賠償請求権という枠組みを提示しているが、そこに何が含まれているのかは明らかにされていないため、積極的損害、消極的損害、精神的損害に対するそれぞれの損害賠償請求権が身体傷害に対するものとして包

括的に一つの請求権として扱われるべきであるか否かも含め、さらに検討する必要がある。

三 紛争の一回的解決と訴訟物

現在の一般的な立場によると消滅時効の起算点となるのは、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、損害の発生を現実に認識したときであり、具体的な損害の程度や金額までは知る必要がない¹⁰⁾。すなわち、原則として、人損の場合に起算点となるのは症状固定の診断時¹¹⁾であり、物損においては不法行為時¹²⁾とされている。これが各別に進行すると理解すると、多くの事例においては、物損に関する消滅時効期間が先に満了することになるため、場合によっては症状固定前であっても、少なくとも物損について訴訟提起等の手段をとることが必要となる。

この点、判例¹³⁾のとする旧訴訟物理論によれば、実体法上の請求権によって訴訟物が定まることになるから、同一目的を有する請求権であっても、請求の根拠が異なれば別個の権利となり、それぞれの訴訟物を指定することになる¹⁴⁾。

そこで、人損と物損とが同一の請求権であるとした場合、後訴については二重起訴禁止に該当し、不適法却下となる¹⁵⁾。他方、別個の請求権であるとした場合には、異なる裁判所に係属し、訴訟物ごとに、例えば同一事故の発生に関する過失割合について異なる判断が下されたり、一部の請求権についてのみ素因減額が行われる可能性がある¹⁶⁾。ただし、前訴の訴えの追加的変更により請求内容を拡張すること¹⁷⁾や、後訴提起後に客観的単純併合とする方法も採りうるであろう。

四 債権法改正と消滅時効の起算点¹⁸⁾

平成 29 年改正後の民法 724 条の 2 において、「人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権」に関する主観的消滅時効期間の特則が置かれることになった¹⁹⁾。そのため、本判決を前提とすると、一つの事故において人損と物損が同時に生じた場合に、同条の適用が問題となる。立法時の議論においても、一つの請求権の中でも損害の費目によって消滅時効の起算点が違うことや満了日が異なりうるとの指摘²⁰⁾があるが、他方で解説書においては人損と同時に生じた物損については同条を適用すべきとの見解も示されている²¹⁾。

これを民法 724 条の 2 の解釈問題として考え

るのであれば、「人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権」という文言を、人の生命又は身体という法益に限定して適用するのか、人の生命又は身体を侵害したことによって生じた物損を含む損害賠償請求権一般に適用（類推適用）するのか、あるいは生命身体侵害の事例においては人損と物損とが同一の請求権の内容を構成するという立場²²⁾に与するのかの違いとして表面化することになる。

本判決は、一つの事故から生じた場合であっても、人損と物損の損害賠償請求権は区別することができるとしているため、第二の立場や、原審の示した第三の立場は採らないとしたものと評価できる。

五 本判決の射程

本判決は、一つの事故により人損と物損が生じた場合には、別個に消滅時効の起算点を判断すべきである旨を判示したものである。ただし、不法行為の個数については判断しておらず、身体傷害を理由とする損害賠償請求権と車両損傷を理由とする損害賠償請求権とを区別した判示は、消滅時効の起算点を判断するという観点においてのみ示されたものであって、一つの事故において人損と物損とで常に別個の損害賠償請求権が生じるという一般論として理解すべきではない²³⁾。例えば、車両の修理と同時に後遺障害のための改装が含まれる場合など、人損と物損とを完全に区別することができない事例も想定しうる。また、不法行為によって生じた身体傷害により訴訟提起が困難である状況であっても、物損部分については 3 年間の短期消滅時効期間内に訴訟提起を行わなければならないとするのは、立法趣旨に反する負担を被害者に課することになりかねない。

本判決が示したように、同一の事故で人損と物損が生じた場合、原則としてそれぞれ独立して損害賠償請求権の時効期間を起算するとしても、身体傷害により訴訟提起が困難であった場合²⁴⁾には、加害者に対する賠償請求が事実上可能かどうかという観点から時効起算点を判断することが必要となると考えられる。

●——注

- 1) これまでも損害賠償請求権の区別は考えられてきたが、人損と物損とをどの段階で明確に分けるのかは明らかに

なっているとはいいいがたい。従来、身体傷害を生じさせた一つの事故については一つの不法行為が成立することを前提に、その法律効果として損害賠償請求権が成立するが、そこでの損害は、積極損害、消極損害、物損、慰謝料が渾然一体となった損害であり、これが損害項目として具体化され、判決において個別に損害額を算定するという一連の過程の中で、損害または損害項目として性質決定されてきた。

- 2) 最判昭 39・1・28 民集 18 卷 1 号 136 頁参照。
- 3) 平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』（弘文堂、1992 年）125 頁以下参照。

また、損害を事実の段階で規範的に評価する見解によれば、事故によって生じた事実状態の変化として人損と物損がともに損害として把握されることになる（潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（信山社、2017 年）440 頁以下）。

- 4) 危険性関連説の立場からは、生命身体を第一次的法益侵害として、関連して生じた損害は後続損害の領域で扱われることになる（前田達明『民法Ⅳ 2 不法行為法』（青林書院、1980 年）299 頁以下、302 頁以下）。
- 5) 平野裕之『債権各論Ⅱ』（日本評論社、2019 年）446 頁以下。
- 6) この立場から検討する場合、さらに法益侵害をどこまで細分化するかという問題が生じる。すなわち、人損と物損で二分するだけで足りるのか、人損の中に名誉侵害や人格権侵害をどう位置付けるのかという被侵害法益論以外にも、複数の財物に対する侵害は別の請求権を構成するのかといった点を検討する必要がある。例えば、一つの事故で自動車と独立して評価しうる高額の積荷が毀損された場合、それぞれ独立した損害賠償請求権を構成することになるのであろうか。

なお、同一の生命身体に対する法益侵害であっても、予想しえない後遺症については、当初の身体傷害による損害賠償と別扱いとすることが一般的に承認されている（最判昭 43・3・15 民集 22 卷 3 号 587 頁）。

- 7) 一つの事故から一つの不法行為が成立するが、そこから生じる請求権が複数であると理解するのか、一つの事故から複数の不法行為が生じ、それぞれ損害賠償請求権を発生させるとするのかについては、議論の余地がある。
- 8) 現時点においても、身体侵害の場合に、過去の治療費について一時金賠償を認めると同時に、将来の介護費用については定期金賠償を認めることがある。この場合、実現される損害賠償の内容ごとに履行期等を定めることはなされている。
- 9) 最判昭 48・4・5 民集 27 卷 3 号 419 頁参照。
- 10) 大判大 9・3・10 民録 26 輯 280 頁、最判平 14・1・29 民集 56 卷 1 号 218 頁参照。
- 11) 最判平 16・12・24 判時 1887 号 52 頁参照。
- 12) 大連判 15・5・22 民集 5 卷 386 頁参照。
- 13) 最判昭 35・4・12 民集 14 卷 5 号 825 頁、最判平 1・9・19 判時 1328 号 38 頁参照。
- 14) 伊藤眞『民事訴訟法〔第 7 版〕』（有斐閣、2020 年）

214 頁以下参照。

- 15) この場合であっても、前訴に訴えの追加的変更として後訴に相当する内容を拡張することや、前訴を一部請求として後訴を残余請求とする可能性は残されることになる。
- 16) この場合にさらに争点効を認めることができるかは議論の余地がある（新堂幸司『新民事訴訟法〔第 6 版〕』（弘文堂、2019 年）725 頁以下）。
- 17) 同一の不法行為に基づく人損と物損の場合には、請求の基礎となる事実に変更が生じない（伊藤・前掲注 14）648 頁以下、新堂・前掲注 16）764 頁以下）。
- 18) 債権法改正における主たる争点は、請求権競合が生じた場合に債務不履行構成と不法行為構成とで異なる消滅時効期間を維持するべきか、短期消滅時効期間を 5 年とすべきかそれ以上とすべきかであった。一般論としての説明では、生命・身体という法益の重要性、および生命身体に深刻な被害が生じたときには時効完成の阻止に向けた措置を速やかに執ることが期待できないことに鑑み、人損についてのみ 5 年間とするとされている（筒井健夫＝村松秀樹『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2018 年）61 頁以下）。したがって、物損については引き続き 3 年となる。
- 19) 附則 35 条 2 項により施行日に消滅時効の完成していない損害賠償請求権については新規定が適用され、今後争われる事例においては消滅時効期間が異なるため、同種の問題が顕在化するであろう。これは、とりわけ人損についての訴訟準備が整う前であっても、3 年が経過する前に物損部分については訴訟提起等の手続を行わなければならないという被害者側の負担として現れる。
- 20) 民法（債権関係）部会資料集第 3 集第 2 卷（商事法務、2016 年）147 頁＝第 79 回会議事録 20 頁〔合田関係官〕参照。
- 21) 松岡久和＝松本恒雄＝鹿野菜穂子＝中井康之編『改正債権法コメンタール』（法律文化社、2020 年）987 頁〔香川崇〕参照。
- 22) この立場は、前二者の見解とは異なり、損害賠償請求権は一つしか生じていないが、その算定のための損害項目として人損と物損という区別が意味を持つことになるとするものである。この立場でも、生命身体侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権であっても、個々の損害項目ごとに消滅時効の起算点は異なるという理解は可能である。
- 23) 物損のみを独立して算定しうる場合には消滅時効期間を独立して起算するという事例判断ではなく、損害賠償請求権が各別に成立すると判示した点は、今後適用されることになる 724 条の 2 を念頭においたものと考えられる。しかし、物損部分については時効消滅するとの結論を導くために、損害賠償請求権が独立して成立することを示す必要があったのかは、さらに検討を要する。
- 24) 意思能力を失う程度に至る後遺障害を負った場合には、さらに 158 条の問題となる。